

# 判決要約目録 (2004年掲載分)

## 特・実 侵害訴訟

| 分類  | 条文                | 概要   | 要   | 事件番号・言渡日                   | 掲載月・番                         | キーワード                               |
|-----|-------------------|--|---|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 侵害  | 29①-3             | 本件特許「内接型オイルポンプロータ」に関する特許取消決定取消請求事件について原告の請求が認容された  |   | 平14(行ケ)119号<br>平15. 5. 30  | 2-5                           | 特許異議申立て 新規性<br>数値限定発明<br>数値限定の臨界的意義 |
| 非侵害 | 技術的範囲             | 70   | 被告の医薬品の原薬がA型とB型の混合物のファモチジンであるのに対し、本件特許発明のB型のファモチジンは100%形態学的純度を有するものと解釈され特許権侵害差止請求が棄却された   | 平14(ワ)6613号<br>平15. 5. 7   | 2-1                           | 技術的範囲<br>詳細な説明参酌                    |
|     |                   | 70・100   | 数値限定を行った発明において、明細書中に限定した数値の具体的な測定方法の記載がないため原告の差止め請求が棄却された事例   | 平14(ワ)4251号<br>平15. 6. 17  | 3-1                           | 構成要件充足性、権利侵害、数値限定測定方法、明細書の記載        |
|     |                   | 101-1・2  | 本件発明「連続式ウェブに被覆剤を調節塗布しかつ均すためのドクターブレード」に関する侵害差止等請求が棄却された  | 平14(ネ)4193号<br>平15. 7. 18  | 6-5                           | 間接侵害<br>均等侵害<br>共同不法行為              |
|     |                   | 70   | イ号製品はA物相とB物相とが同時に生成した混合物にすぎず、主成分としてSrAl <sub>2</sub> O <sub>4</sub> を母結晶とする蛍光体を含有しているから、被告の蓄光性蛍光体原末は本件発明の技術的範囲に属するとされた(なお損害額については変更された) | 平14(ネ)2232号<br>平15. 10. 29 | 10-1                          | 技術的範囲、<br>結晶構造                      |
|     | その他               | 123①,<br>100   | 本件発明「フィルタエレメント」及び「エアフィルタ装置」に関する二つの特許権について明らかな無効理由があることから権利の濫用として侵害差止等請求が棄却された事例   | 平13(ワ)24051号<br>平15. 6. 25 | 3-3                           | 明らかな無効理由、権利の濫用                      |
|     | 100, 70           | 「超高分子量ポリオレフィン二軸延伸フィルム等」の特許の差止め請求が棄却された   | 平11(ワ)18380号<br>平15. 8. 28  | 6-3                        | 口頭弁論終結、訂正審判                   |                                     |
|     | (旧)<br>実10①       | 変更出願についての補正が要旨変更に当たるとして出願日遡及効が否定された結果、無効事由が明らかで本件損害賠償請求は権利濫用に当たるとされた   | 平12(ワ)361号<br>平15. 9. 9   | 8-3                        | 出願変更、発明の同一性、<br>多分に薄目         |                                     |
|     | 旧特40,<br>特29②     | 補正が要旨変更と認定されて出願日が繰り下がった結果、明らかな無効理由があり権利濫用と判断され、特許権に基づく差止請求及び損害賠償請求が何れも棄却された  | 平14(ワ)15810号<br>平15. 10. 16   | 9-5                        | 明らかな無効理由<br>権利濫用<br>補正に伴う要旨変更 |                                     |
|     | 29①-3,<br>2, 70①② | 本件明細書の記載を仔細に検討しても、特許請求の範囲を原告が主張するように限定して解釈すべき具体的な根拠を見出すことはできず、複数の公知文献を組み合わせることで当業者が容易に想到できたものであり、無効理由の存在が明らかであるから、原告の請求は権利濫用とされた | 平14(ワ)26399号<br>平15. 9. 30  | 10-3                       | 権利濫用、無効理由                     |                                     |

## 特・実 審決取消訴訟

| 分類    | 条文                       | 概要  | 要 | 事件番号・言渡日                               | 掲載月・番 | キーワード                                     |
|-------|--------------------------|---|---|--|-------|---|
| 進歩性関連 | 167, 実41,<br>3②          | 原告の、「一事不再理の原則の違反」及び「相違点についての判断の誤り」の主張が認められず、請求が棄却された                            |   | 平14(行ケ)128号<br>平15. 3. 17              | 1-3   | 一事不再理の原則、容易想到性、証拠の追加                      |
|       | 29②                      | 発明「建築物の外壁の施工方法」に対する特許取消決定が維持された   |   | 平13(行ケ)424号<br>平15. 6. 19 特許取消決定取消請求事件 | 4-3   | 数値範囲、臨界的意義、相乗効果、進歩性                       |
|       | 29②                      | 「中空糸膜濾過装置」の特許権に基づく損害賠償請求が権利濫用として排斥された   |   | 平14(ワ)2473号<br>平15. 7. 30              | 5-1   | 明らかな無効理由、権利の濫用、進歩性、技術分野共通                 |
|       | 29②                      | 発明の名称「キーボードと、カーソル制御装置と、手のひら支えとを統合したラップトップコンピュータ」についての拒絶審決が維持された                 |   | 平14(行ケ)401号<br>平15. 6. 19              | 5-2   | 進歩性、示唆、動機付け、<br>組み合わせ                     |
|       | 旧特40,<br>特29②,<br>123①-2 | 「生コンスラッジの再使用方法」に関する特許無効審決が、取り消された   |   | 平13(行ケ)461号<br>平15. 7. 8 審決取消請求事件      | 7-1   | 発明の要旨、要旨変更、特許要件、課題、作用効果                   |
|       | 29②                      | 本件特許「洗車機」の進歩性を否定した無効審決が、取り消された  |   | 平13(行ケ)588号<br>平15. 7. 18              | 7-2   | 公然実施発明、刊行物記載<br>発明 進歩性                    |
|       | 29②                      | 原告が不服2000-13194号について、被告が下した審決の取消しを請求したのに対し、この請求を判決は棄却した                         |   | 平14(行ケ)598号<br>平15. 7. 15              | 7-4   | 進歩性、補正却下                                  |
|       | 113②,<br>178             | 本件特許権「アルカリ電池用セパレータ紙」についての特許異議事件での取消決定を取消し、特許権者の請求を認めた                           |   | 平13(行ケ)307号<br>平15. 7. 29              | 7-5   | 特許取消決定、異議申立、<br>測定方法の差異                   |
|       | 29②                      | 一致点・相違点の認定において問題となるのは、発明の構成であり、その構成を採用した理由(意図、動機)が何であるかは問題とならないとして、特許取消決定が維持された |   | 平14(行ケ)471号<br>平15. 7. 15              | 7-7   | 一致点・相違点の認定方法、<br>進歩性の欠如、発明の構成、<br>構成の採用理由 |

|       |  |  |                                       |       |  |
|-------|--|--|---------------------------------------|-------|--|
| 進歩性関連 | 29②                                    | 一致点・相違点の認定において問題となるのは、発明の構成であり、その構成を採用した理由（意図、動機）が何であるかは問題とならないとして、特許取消決定が維持された                                | 平14(行ケ)471号<br>平15. 7. 15             | 9-1   | 一致点・相違点の認定方法、進歩性の欠如、発明の構成、構成の採用理由      |
|       | 29②                                    | 本件発明の「バネ構体」は物の発明であって、方法の発明として構成されていないため、本件発明の構成に、これを設計ないし製造する方法又は過程は含まれないとした上で、引用発明から当業者が容易に想到しうるとして無効審決が維持された | 平13(行ケ)489号<br>平15. 9. 30             | 10-6  | 数値限定<br>進歩性                            |
|       | 29②                                    | 「洗い米及び洗い米の包装方法」に関する特許無効審決が維持され、取消請求が棄却された  | 平14(行ケ)184号<br>平15. 9. 4              | 11-1  | 周知技術、刊行物記載の発明、進歩性                      |
|       | 29①-3,<br>29②                          | 選択発明における性質についての要件を、当然に得られる結果に過ぎず引用発明との相違点ではない、と認定した審決を取り消した  | 平14(行ケ)342号<br>平15. 9. 24             | 11-3  | 選択発明 相違点                               |
|       | 29②                                    | 本願発明「写真フィルム焼き付け装置」を引用発明に基づき容易とした審決が取り消された  | 平14(行ケ)417号<br>平15. 11. 13            | 11-4  | 進歩性 相違点 写真フィルム焼き付け コマトリミング             |
|       | 29②①                                   | 取消決定には先願発明との一致点の認定に誤りがあるとして、本件特許「インクジェット式記録ヘッド」に関する特許異議申立事件での取消決定が、取り消された                                      | 平14(行ケ)182号<br>平15. 9. 17             | 11-5  | 発明の同一、一致点の認定、異議申立、取消決定                 |
|       | 29②                                    | 一部を無効審決とし残りを有効とした審決に対し、残りの無効を請求し認容された審決取消請求事件  | 平15(行ケ)406号<br>平15. 11. 27            | 12-2  | めっき、公知、技術常識                            |
|       | 29②                                    | 取消決定には引用発明との相違点および進歩性の判断に誤りがあるとして、本件発明「注出口に補強機構を備えた袋」の特許を取り消す旨の決定が取り消された                                       | 平15(行ケ)24号<br>平15. 12. 24             | 12-5  | 進歩性<br>異議申立<br>同一引例                    |
|       | 29②                                    | 「スロット」という用語は、一般に用いられる用語であって、一般に用いられる場合のその語意は明確であるから、一般に用いられる場合の語意どおりの意味に解するのが相当である、との被告反論が退けられた                | 平14(行ケ)479号<br>平15. 12. 11<br>審決取消訴訟  | 12-10 | ブランチとスロット、「発明の詳細な説明」の参酌                |
|       | 29②                                    | 審決には、発明の課題が同一でないことを両発明の同一性を否定する根拠の1つとした誤りとともに、進歩性の判断の誤りがあるとして、特許発明「内燃機関のフライホイール」の無効排斥審決を取消した                   | 平14(行ケ)361号<br>平15. 12. 25            | 12-12 | 同一性の要件としての「課題」、進歩性の要件としての「他の手段の選択の可能性」 |
|       | 29②                                    | 本件発明においてTFTアレイ基板の4辺中のいずれか1辺に対向する辺が誤って認定されていたことを理由に、特許取消決定が取消された  | 平15(行ケ)208号<br>平16. 1. 28             | 12-13 | 進歩性の判断、本件発明と引用発明との相違点                  |
|       | 改正前特113,<br>特29②                       | 本件発明「車両用交流発電機」に関する特許取消決定取消請求事件について原告の請求が認容された  | 平15(行ケ)154号<br>平16. 1. 14             | 12-15 | 特許異議申立て<br>進歩性                         |
| その他   | 29②                                    | 異議申立の証拠の信憑性が否定され取消決定が取り消された  | 平14(行ケ)171号<br>平15. 2. 10             | 1-1   | パラメータ特許<br>試験報告書<br>発明の同一性             |
|       | 29①-3                                  | 特許発明「ギャシャエーバ加工方法及びギャシャエーバ」の一部請求項に対する特許取消決定を維持した  | 平13(行ケ)338号<br>平15. 6. 5              | 4-1   | 刊行物に記載<br>新規性<br>数値限定                  |
|       | 29②,<br>行訴33                           | 発明「四輪駆動可能な駆動装置」の特許を無効とする審決を取消した  | 平14(行ケ)322号<br>平15. 6. 17             | 4-2   | 取消判決の拘束力<br>公知文献の内容認定                  |
|       | 実旧5⑤-2                                 | 考案「ミシンの上送り装置」の登録無効不成立審決を取消した   | 平14(行ケ)321号<br>平15. 6. 25             | 4-4   | クレームの記載要件<br>明細書の参酌                    |
|       | 改正前特126①ただし書き,③,<br>改正前特36④⑤,<br>特131② | 「側溝」に関する発明の訂正審判において請求不成立とされた審決が取消された   | 平14(行ケ)653号<br>平15. 7. 15             | 7-6   | 訂正請求、審決取消、要旨の変更、明りょうでない記載の釈明           |
|       | 159①                                   | 本願発明「パチンコ景品の換金システム」に関して、拒絶すべき旨の審決が取り消された   | 平14(行ケ)603号<br>平15. 9. 8              | 10-7  | 発明要旨認定の瑕疵<br>補正却下決定                    |
|       | 旧特40,<br>特44①②                         | 補正の要旨変更による子出願の出願日繰下げに伴い、孫出願の出願日を子出願の補正日と認定した上で、親出願の公開公報を公知文献として上記孫出願の新規性を否定した無効審判の審決が支持された                     | 平15(行ケ)65号<br>平15. 9. 3               | 12-1  | 分割出願<br>補正に伴う要旨変更                      |
|       | 29①-3                                  | 発明の名称「イソチアゾン水性製剤の安定化方法」の特許について、ある物質を用いること以外に他に安定化のための手段を講じる必要がないとされていることを前提とした認定が誤っていると、当該決定を取消した              | 平14(行ケ)199号<br>平15. 9. 4 特許取消決定取消請求事件 | 12-3  | 新規性、効果の発見                              |
|       | 29①柱書                                  | 発明の名称「椅子式エアーマッサージ機」の特許について「ストレッチ」の意味を一般的な意味で解し、原告が専門書を根拠にして課題を解決することが不可能で「発明」に該当しない、とした主張を認めなかった               | 平14(行ケ)386号<br>平15. 9. 29 審決取消請求事件    | 12-4  | 発明の成立性、発明の課題                           |

|       |                 |   |                            |       |                      |
|-------|-----------------|---|----------------------------|-------|----------------------|
| そ の 他 | 17②③,<br>123①-1 | 審査段階でした補正が新規事項に当たるとした本件特許「透光・吸音パネルの組立構造」に関する特許無効審決が、維持された                     | 平14(行ケ)194号<br>平15. 11. 13 | 12-8  | 補正, 新規事項, 直接的かつ一義的   |
|       | 126①,<br>36④等   | 「長いアークガス放電灯」から「ガス放電灯」への訂正は減縮ではないが、「狭い幅」等は発明の詳細な説明に実質的に記載されているとして、特許取消決定が取消された | 平15(行ケ)68号<br>平15. 12. 17  | 12-14 | 特許請求の範囲の減縮, 明細書の記載不備 |

## 特・実 その他

| 分 類    | 条文  | 概 要   | 事件番号・言渡日                  | 掲載月・番 | キーワード                          |
|--------|-----|---|---------------------------|-------|--------------------------------|
| 職務発明 他 | 35③ | 控訴人は本件特許発明の成立に創作的な貢献をしたということではできず、共同発明者と認めることができない、とした原審の判断が支持された | 平14(ネ)5077号<br>平15. 8. 26 | 8-1   | 職務発明 発明者 共同発明者 技術的に重要な要素 技術的課題 |

## 意匠 侵害

| 分 類   | 条文                      | 概 要   | 事件番号・言渡日                   | 掲載月・番 | キーワード                       |
|-------|-------------------------|---|----------------------------|-------|-----------------------------|
| 非 侵 害 | 23                      | 本件は、意匠にかかる物品「作業用足場」についての意匠権の侵害事件であり、公知部分を斟酌して本件登録意匠の要部認定が行われ、その要部が被告意匠において存在しないか類似の美感を与えていないので、被告意匠は類似しないとされた | 平14(ワ)16938号<br>平15. 3. 28 | 2-3   | 意匠の類否 公知意匠 意匠の要部 看者の注意      |
|       | 23,<br>旧意10①,<br>不競2①-1 | 「荷崩れ防止ベルト」に関する意匠権の侵害及び不正競争防止法2条1項1号所定の不正競争を理由として、侵害行為の差止めと損害賠償ないし不当利得返還請求を求めた事案において、原告の請求がいずれも棄却された           | 平14(ワ)457号<br>平15. 4. 15   | 2-4   | 意匠の類似 類似意匠 商品形態の商品表示としての周知性 |

## 意匠 審決取消訴訟

| 分 類 | 条文                  | 概 要  | 事件番号・言渡日                  | 掲載月・番 | キーワード                                |
|-----|---------------------|--|---------------------------|-------|--------------------------------------|
|     | 3①柱書,<br>24, 改正前10① | 意匠登録(物品「建築構造材用継手」)に対する無効審判請求を成り立たないとした審決が支持された   | 平14(行ケ)374号<br>平15. 4. 14 | 1-2   | 工業上利用することができる意匠の該当性, 斜視図のみ不一致, 意匠の類否 |
|     | 3①-3, 52            | 物品「かいろう」についての意匠登録無効審判の非認容審決につき、引用意匠と類似する旨の主張・引用類似意匠との対比を欠落し審理不平等の違法があるとの原告の主張が排斥された      | 平15(行ケ)38号<br>平15. 6. 30  | 5-4   | 類似意匠 審理不平等 職権探知                      |
|     | 3①-3                | 原告主張の本件意匠(物品「フライパン」)の内側表面の凹凸模様は、格別の特徴を有せず、意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱なものであるとして、公知意匠と類似であるとす審決が支持された | 平15(行ケ)320号<br>平15. 11. 6 | 11-2  | 意匠の類否, 特徴記載書, パンフレットの記載              |

## 商標 侵害訴訟

| 分 類              | 条文   | 概 要   | 事件番号・言渡日                   | 掲載月・番                         | キーワード  |
|------------------|--|---|----------------------------|-------------------------------|--|
| 侵 害              | 26・37, 信託11  | 第30類菓子パンについての登録商標「花粉/かふん」(縦書き)の専用使用者が、被告の「花粉のど飴」の使用に対して、差止め及び損害賠償を請求した事件であり、商標法第26条の適用、権利の濫用など被告の主張が排斥された | 平14(ワ)10522号<br>平15. 6. 27 | 3-2                           | 商品の効能, 普通に用いられる方法, 権利の濫用                     |
| 非 侵 害            | 4①-19,<br>36   | 原告が本件商標権に基づく輸入販売の差止めと廃棄を求めることは、権利の濫用に当たるとして、商標権侵害差止め等請求が棄却された   | 平14(ワ)6884号<br>平15. 6. 30  | 4-5                           | 権利の濫用と不当な目的 周知商標                             |
|                  | 4①-7   | 無効理由が存在することが明らかな商標権に基づく権利行使は、権利濫用であり認められないとされた  | 平14(ネ)1555号<br>平15. 7. 16  | 6-1                           | 商標, 無効理由, 権利濫用                               |
|                  | 36,<br>民709  | 被告が「空手の教授」等の役務に対し登録した標章「極真空手」等の商標権に基づいて、原告らにその商標の使用を差止める権利が存在しないことを確認する訴えが認容された                           | 平14(ワ)16786号<br>平15. 9. 29 | 9-2                           | 商標権, 標章, 差止め請求権, 損害賠償, 権利の濫用, 不存在確認請求, 危急時遺言 |
| 4①-11,<br>不競2①-1 | 被告標章「ENOTECA KIORA」を使用するイタリア料理レストランに対する、指定役務をイタリア料理の提供とする本件登録商標「ENOTECA」の商標侵害、及び、原告の周知営業表示の冒用による被告標章の使用差止め及び営業差止め請求が、棄却された | 平15(ワ)1521号<br>平15. 8. 29   | 10-4                       | イタリア語, 需要者の認識, 外観 称呼, 観念, 非類似 |  |

## 商標 審決取消訴訟

| 分 類      | 条文    | 概 要  | 事件番号・言渡日                  | 掲載月・番 | キーワード                           |
|----------|-------|--|---------------------------|-------|---------------------------------|
| 拒絶・無効・異議 | 4①-15 | 育児用品で著名な「ピジョン」を理由として、「電気通信機械器具, 電子応用機械器具, 電気材料」を指定商品とする「TOKYO PIGEON」の商標登録を無効とした審決が、取り消された | 平14(行ケ)159号<br>平15. 1. 16 | 1-4   | ピジョン, PIGEON, 著名, 指定商品, 混同するおそれ |

|          |  |   |   |       |                                 |
|----------|--|---|---|-------|---------------------------------|
| 拒絶・無効・異議 | 4①-16  | 本願商標は、一般需要者にとって原告店舗の周知なハウスマークとなっており、同店の長年にわたる飲み物提供及び販売の実績や形態から品質誤認するとは考えられないとして、拒絶審決が取消された  | 平14(行ケ)596号<br>平15. 6. 4                        | 5-3   | 周知性の獲得、品質誤認の排除                  |
|          | 4①-8   | 他人の氏名からなる商標について、その他人の同意書提出後、さらにその他人が同意書の撤回通知書を提出したところ、商標法4条1項8号に該当すると判断された  | 平15(行ケ)183号<br>平15. 7. 15                       | 7-3   | 他人の氏名、同意書の撤回通知書                 |
|          | 3①-3,<br>3-②                                 | 本願立体商標は、商品の包装の形状を記述したにすぎないとして使用による自他商品識別力をも否定した審決の取消しを求めた原告の請求が棄却された  | 平14(行ケ)581号<br>平15. 8. 29                       | 8-2   | 立体商標と記述的商標                      |
|          | 4①-7   | 「健康食品や栄養補助食品についての知識の指導・助言・教授」を指定役務とする商標出願「食養士」が、「栄養士」に関連した新たな公的職業資格であるかのように誤信され得るとして、4条1項7号に該当するとする拒絶審決が支持された                         | 平15(行ケ)250号<br>平15. 10. 29                      | 9-3   | 栄養士、食養士、国家資格、社会公共の利益に反する        |
|          | 4①-15  | 「たばこ」等を指定商品として登録した「GIANNI VALENTINO」という商標が、商標登録無効審判において商標「VALENTINO GARAVANI」の略称を含むものとして登録を無効にした審決に対する取消請求が棄却された                      | 平14(行ケ)201号<br>平15. 9. 30 審決<br>取消請求事件          | 10-2  | 著名な略称、出所の混同、棲み分け、フリーライド         |
|          | 46①,<br>4①-8                                 | 登録商標「外郎豆腐／ういろうとうふ」のうち、「外郎」部分は請求人の氏名の著名な略称である旨の無効審判請求について、棄却審決が維持された   | 平15(行ケ)141号<br>平15. 8. 28                       | 10-5  | 氏名、著名、略称                        |
|          | 4①-7   | 本件標章を使用・収益・処分する権利は、原告および補助参加人に共有しないし総的に帰属していたと認められる状況において、原告が、補助参加人による本件標章の使用を妨害する意図で本件登録を行ったことは公序良俗に反するとして、登録取消決定に対して提起された取消請求が棄却された | 平14(行ケ)615号<br>平15. 10. 28                      | 10-8  | 登録異議申し立て、雑誌、公序良俗、権利能力なき社団、共有、総有 |
|          | 4①15,<br>法46                                 | 引用商標にはその獨創性が必ずしも高くなく加工食品分野以外での周知性を肯定できないとして、本件商標を登録無効にした審決の取消しを求めた原告請求が認容された  | 平15(行ケ)192号<br>平15. 10. 29                      | 11-6  | モチーフ商標の獨創性と周知性判断                |
|          | 4①-15,<br>47,56①・<br>特150⑤                   | 「RUDOLPH VALENTINO」を横書きしてなる商標登録を商標法4条1項15号違反を理由に無効とした審決が維持された   | 平14(行ケ)370号<br>平15. 9. 29                       | 12-6  | 広義の混同のおそれ、職権証拠調べ、除斥期間           |
|          | 4①-19,<br>46①                                | 原告の有する「マンハッタン ポーテージ」と図形の登録商標が、被告が米国と日本で使用する被告の商標と類似し、不正の目的をもって登録されたとして無効となった審決の取消請求が棄却された   | 平14(行ケ)514,<br>515号<br>平15. 11. 20 審決<br>取消請求事件 | 12-9  | 不正の目的、周知性、販売個数の多寡               |
| 4①-11    | 外観、称呼及び觀念のすべてにおいて引用商標と同一又は類似するとした拒絶審決が取り消された | 平15(行ケ)371号<br>平16. 2. 25   | 12-16   | 商標の類似 |                                 |
| そ の 他    | 50   | 登録商標「DON／ドン」に対して使用商標「DON」が社会通念上同一の商標とされた事例  | 平14(行ケ)591号<br>平15. 5. 28                       | 2-2   | 社会通念上同一の商標、同一の称呼および觀念           |
|          | 51①  | 使用標章の使用は、フィリピン社標章を付した商品との関係で故意に商品の品質誤認を生じさせたとする商51条1項の取消審決が維持された  | 平14(行ケ)168号<br>平15. 6. 19                       | 3-4   | 不正使用取消審判、故意、登録商標の使用、品質の誤認       |
|          | 50   | 登録商標の使用事実があるとしても、それは本件商標の使用権者としての使用には該当しないとされ取消審決が支持された   | 平14(行ケ)356号<br>平15. 7. 7                        | 6-2   | 不使用取消、登録商標の使用、使用許諾、再許諾          |
|          | 50①,<br>2③                                   | 商標権者（外国法人）による商品を日本に輸入し販売した訴外甲の行為をもって、商標法50条に規定する商標権者による当該商標の「使用」があったと認めた審決が維持された  | 平14(行ケ)346号<br>平15. 7. 14                       | 6-4   | 商標の使用、輸入                        |
|          | 51①  | 使用商標「金盃菊正宗」の使用は、引用登録商標「菊正宗」との関係で故意に商品の出所混同を生じさせたとする商51条1項の取消審決が維持された審決取消訴訟  | 平15(行ケ)76号<br>平15. 8. 27                        | 8-5   | 不正使用、故意、出所混同、正宗                 |
|          | 50   | 商品区分第5類「薬剤」とは、薬事法に定義する薬品を意味するものとした解釈に誤りがあったとして、不使用取消審決が取り消された   | 平15(行ケ)350号<br>平16. 1. 27                       | 12-17 | 不使用取消、商品区分第5類「薬剤」の解釈、防臭剤の商品区分   |

### 不正競争防止法

| 分 類         | 条文       | 概 要               | 事件番号・言渡日  | 掲載月・番                      | キーワード |                                      |
|-------------|----------|-------------------|---|----------------------------|-------|--------------------------------------|
| 非<br>侵<br>害 | 不正競争行為関連 | 2①-1・3            | 被告家具の製造販売行為は、原告家具に対して不競法2条1項1号・3号の不正競争行為には該当しないとして、差止請求及び損害賠償請求を棄却した                        | 平15(ワ)128号<br>平15. 7. 9    | 5-5   | 不正競争行為、商品等表示、周知性、商品形態、同種の商品が通常有する形態  |
|             |          | 2①-14,<br>3, 4, 7 | 被告が告知して新聞社がウェブページ等に掲載した和解に関する記事が、被告の主観的な見解ないし判断を述べている限りにおいて虚偽の事実の告知に当たらない等と判断され、原告の請求が棄却された | 平15(ワ)15890号<br>平15. 9. 30 | 9-4   | 違法コピー、不法競争行為、虚偽の事実、告知、流布、主観的な見解ないし判断 |

|     |          |                  |  |  |      |                              |
|-----|----------|------------------|--|--|------|------------------------------|
| 非侵害 | 不正競争行為関連 | 2①-1・2, 5, 民訴157 | 控訴人は、標章の「周知性」要件非該当性、「類似」及び「混同を生じさせる行為」の各要件の非該当性、「権利の濫用」を主張したが、認められなかった | 平15(ネ)1430号, 平15(ネ)2994号<br>平15. 9. 25 | 10-9 | 周知性, 類似, 混同, 権利濫用, 重過失, 損害賠償 |
|     |          | 2①-14            | 米国内での販売について、米国特許権に基づく差止請求権の不存在確認請求等が認容された                              | 平14(ワ)1943号<br>平15. 10. 16             | 12-7 | 国際裁判管轄, 権利侵害, 出願経過禁反言        |

## 著作権法

| 分類  | 条文         | 概要  | 事件番号・言渡日                   | 掲載月・番 | キーワード   |
|-----|------------|---|----------------------------|-------|---|
| 侵害  | 112①, 114② | 電子ファイル交換サービスについて、著作隣接権侵害に基づく差止めの範囲と損害賠償の額が決定された。                                    | 平14(ワ)4249号<br>平15. 12. 17 | 11-7  | 著作隣接権 レコード製作者の権利 複製権 送信可能化権 差止め 損害賠償 PtoP技術 MP3ファイル |
|     | 27, 28     | 被告の曲は、原告の曲の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるので、原告の編曲権、複製権、放送権、譲渡権及び著作者人格権の侵害に対する損害賠償の請求が容認された | 平14(ワ)6709号<br>平15. 12. 19 | 12-11 | 著作権, 編曲権, 複製権, 放送権, 著作者人格権                          |
| 非侵害 | その他        | 2①-8, 9の2, 99①<br>本件契約上の「放送権」は有線放送権、衛星放送権を含まない、とした原判決が維持された                         | 平14(ネ)5907号<br>平15. 8. 7   | 8-4   | アニメ, 放送, 有線放送, 無線放送, 譲渡契約                           |

From Editors

## 編集後記

特集「中国」特集の原稿が集まってから原稿査読中は、梅の花が咲いている最中であつたが、パテント3月号を手にしていまは、春を告げる春一番も過ぎて、桜前線ももうすぐそばまで来ている年度末のせわしい時期です。

さて、編集が終わって、パテント誌が発行されたのも嬉しいものですが、特集に対する読者の反響を知ることができたならば、さらに読者の反響を分析することができたならば、さぞかし、喜びも倍増するのにと思っている次第です。(Tom Toc)

今月号の白眉は、私的には、2人の中国弁理士先生との座談会でした。

本や、レターのやりとりから聞けなかった、実務的な、生のお話を聞くことができました。(M. H)

今回も、座談会やインタビューで多くの方々にお会いし、貴重なお話をいろいろと聞くことができ、個人的には有意義な体験をさせていただきました。紙面の都合等で、座談会やインタビューの内容は全て記載することができないのは残念ですが、主な内容は網羅されていると思いますので、ご興味のある方は是非お読み下さい。あと、座談会等にご参加頂いた先生方には、突然メール等で参加をお願いしたのですが、快く引き受けて頂き有難うございました。(M. I)

医者で弁理士の越智先生を取材させていただきました。電気専門、化学専門の弁理士は数多いですが、医者で弁理士はいません。知財に関する医学的見地からのご意見は、貴重です。新鮮でした。(M)

### 次号予告 【2005年4月号】

特集《東海支部は今》

全国支部化に向けて動き出す中、既に支部化された東海支部の現状をお伝えします。